

第3章 差別実態の解消に向けた施策

【現状と課題】

- 鳥取県人権意識調査（令和2年5月）では、「過去5年間で、差別や人権侵害を受けたと思ったことがあるか」について、「よくある」「たまにある」と回答した割合は15.8%（前回調査16.8%）で、「職場（学校）での嫌がらせやいじめ」、「差別待遇（不平等・不利益な取扱い）」や「プライバシーの侵害」など、日常生活の中で様々な人権侵害が発生しているとみられます。
- また、「障がいのある人が困難を経験するのは、周りの環境や制度などが障がいのない人（多数派）に合わせてつくられているからだ」と考える人は73%となっています。
- 「部落差別解消法」（平成28（2016）年施行）では、部落差別解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、国との連携をはかりつつ、地域の実情に応じた施策を講じるよう努めることとなっています。
- 本県では、県内で発生した差別事象への対応の検討をより一層進めるため、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会小委員会として「差別事象検討小委員会」を設置し、県内で発生した人権に係る差別事象の正確な実態把握と原因や背景の分析及び対応並びに今後の効果的な啓発、支援等の施策を検討しています。
- また、「障害者差別解消法」（平成28（2016）年施行）を踏まえ「鳥取県障がい者差別解消支援地域協議会」を設置し、関係機関が連携して障がい者差別の解消を図っています。
- このような状況を踏まえて、過去の差別的な制度や差別的な取扱い等の積み重ねられた結果として生じている差別実態を解消していくためには、これらの社会的要因の解消に向けた施策を推進していく必要があります。

【施策の基本的方向】

1 差別のない社会づくりの推進

差別を解消するために施行された法律に基づく施策をはじめ、令和3（2021）年4月の鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正を踏まえ、いじめや、虐待、DVなどを含むあらゆる差別の解消をめざし、それぞれの関係機関等が連携して支援や再発防止に努めます。

2 差別解消に向けた施策の検討

（1）差別事象検討小委員会

市町村等からの報告、インターネットモニタリング、県が設置する人権相談窓口への相談等から県内で発生している差別事象について把握し、差別事象検討小委員会において原因や背景の分析、対応策や今後必要な施策について検討します。

（2）障がい者差別解消支援地域協議会

障がい者差別解消支援地域協議会等において、県内で発生した差別事象や解消事例等について共有し、差別解消に向けた必要な取組を検討します。